

昭和57年

2月 No.104

編集と発行/南浦原郡中之島村役場企画課
〒954-01 ☎02586(6)2002
毎月1回15日発行

広報 なかのしま

休日在宅当番医の

お知らせ

2月下旬から3月の休日在宅当番医は下表のとおりです。内・外科とも原則的には午前9時から午後5時までですので、その時間内に受診してください。時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。

〈内科〉			〈外科〉		
月/日	医院名	電話番号	医院名	電話番号	
2/21	星野(弘)医院	(2)0998	寺師 医院	(2)0137	
28	富田 医院	(6)2226	石川 医院	(6)2140	
3/7	星野(弘)医院	(2)0998	佐々木医院	(2)2357	
14	山喜 医院	(2)0646	岩崎 医院	(2)1122	
21	星野(南)医院	(6)2103	金井 医院	(2)0116	
22	内島 医院	(6)2446	寺師 医院	(2)0137	
28	山谷 医院	(2)0371	石川 医院	(6)2140	

◆照会は中之島村役場 ☎02586-6-2002
◆救急車の要請は与板郷消防署 ☎025872-2572

住宅金融公庫

個人住宅建設資金申込受付中!!

住宅金融公庫では、個人住宅建設資金の申し込み受け付けを、次の要領により行っています。

- 受付期間/一月二十八日(休)〜三月一日(月)
- 選定方法/選考(無抽選)により行います。
- 融資額/木造住宅(八〇平方メートル以上)の場合四八〇万円〜五〇〇万円。なお、断熱構造化工事を行う場合は二〇万円〜四〇万円、太陽熱温水器設置工事を行う場合は一〇万円の融資が加算されます。
- また六十五才以上の老人、または心身障害者等が同居する場合は五〇〜一八〇万円の割増し制度があります。
- 利率/年五・五パーセント
- 返済期間/木造の場合二十五年以内。
- 申込場所/県内の「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関へ。

公民館から

●中之島村民将棋大会を開催

- ▶主催/中之島村公民館
 - ▶日時/3月7日(日)午前9時
 - ▶会場/中之島村公民館 大広間
 - ▶参加資格/村内在住者及び村内事業所勤務者
 - ▶定員/50名(定員になり次第締め切ります)
 - ▶参加費/300円(昼食代)
 - ▶申込締切/3月3日(休)(電話での申し込みも受け付けます)
 - ▶申込先/中之島村公民館
(☎6-2002 内線30)
- ※申し込み時にA〜C級の希望を取ります
A級(上級=初段及び1・2級程度)
B級(中級=3級程度くらいまで)
C級(初級=初心者)

●野球連盟の登録はお早目に!

昭和57年度の野球連盟登録は、3月末日までに登録料を添えて、公民館に申請してください。
登録されないと社会人野球大会の出場はできません。

- ▶登録料/新規加入 3,000円
継続加入 2,000円
- ▶申請書/公民館に用意してあります

※詳細は公民館にお問い合わせください。



もうすぐ集団生活に
仲間入り
——家庭状況実態調査(面接)会場で——
(二月三十日・中野保育所)

人口のうごき

1月31日現在
()内は前月比

人口	11,286人 (+16)
男	5,533人 (+3)
女	5,753人 (+13)
世帯数	2,240戸 (+1)

おもな内容

- ・確定申告はお早目に ②〜③
- ・12月定例村議会の一般質問と答弁(要旨) ④〜⑦
- ・県大豆作共励会で島田大豆生産組合が最優秀賞受賞 ⑦
- ・少年非行一進む低年齢化 ⑧
- ・村民広場 ⑨
- ・1日1円保険に加入を ⑩

村内交通事故状況 ()内は1月分

	件数	死者	傷者
57年	1 (1)	0 (0)	1 (1)
56年	27	1	28
55年	26	2	24

死亡事故0 連続223日
(2月10日現在)



心配ごと相談(行政・人生相談も含む)

●毎週火曜日 午行1時〜4時
●中之島村公民館

今月の納税 ▶固定資産税(第4期分) ▶国民健康保険税(第6期分) ▶保育料(2月分)

この社会 あなたの税が生きている

所得税の確定申告はお早目に 2月16日(火)→3月15日(月)



納税相談の様子(昨年)

今年も所得税や事業税、住民税(村県民税)などの申告時期となりました。これらの申告は、住民税の課税の基礎となるものですから、三月十五日までに必ず申告をしてください。また、確定申告を必要としない方でも、住民税の申告が必要ですので必要事項を記入のうえ、三月十五日までに税務課へ必ず提出してください。

納税相談日程表

月日	会場	内容
2月19日(金)	商工会	青申会員 決算指導
3月1日(月)	公民館	税の無料相談 営農・譲渡所得
3月4日(木)	農協北部支所	農業所得 (信条地区 三沼地区)
3月5日(金)		農業所得 (中之島地区)
3月8日(月)		農業所得 (中野地区)
3月9日(火)		農業所得 (上通地区)
3月10日(水)		農業所得 (中通地区)
3月11日(木)		
3月12日(金)		

▽各会場とも午前9時30分～午後3時30分
▽当日は大変混雑しますから、決められた相談日をご利用ください。

の場合——一律一万七千円の税額控除が受けられます。
■住宅ローンの控除
住宅を取得する際、民間の金融機関から住宅ローンの融資を受けた場合——一定の算式により最高三万円までの税額控除が受けられます。



〈医療費控除〉
あなたやあなたの家族が病気になり、多額の医療費を支払った場合——一定の算式により計算した金額を、あなたの所得から差し引いて税金を計算し直します。(最高一百万円まで)



〈雑損控除〉
雪おろしに要した費用や火災、盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた場合——一定の算式により計算した金額を、あなた

所得税・住民税諸控除一覧表

項目	区分	所得税	住民税
基礎控除		290,000円	220,000円
配偶者控除	控除対象配偶者	290,000	220,000
	老人控除対象配偶者	350,000	230,000
扶養控除	一般の扶養親族	290,000	220,000
	老人扶養親族	350,000	230,000
	同居老人	400,000	260,000
障害者控除	一般障害者	230,000	210,000
	老人障害者	310,000	230,000
老齢者控除		230,000	210,000
生命保険料控除		支払10万円まで 最高50,000	支払7万円まで 最高35,000
損害保険料控除		最高15,000	
白色専従者控除		最高400,000	最高400,000
障害者等の非課税限度額			800,000



たの所得から差し引いて計算し直します。
〈そのほか〉
■所得が少ない人で、利子所得や配当所得、原稿料などの源泉徴収税額が納め過ぎになっている人。
■年の中途中で退職した後、再就職しなかった人で年末調整を受

けなかった人。
■予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人。
※還付金の振込を希望される方は、次の事項を確定申告書の切り線下部の「還付される税金の受取場所」欄に記入してください。
一、振込を希望する銀行等の名称(支店名まで)。
二、預金の種別と口座番号(本人名義のものに限ります)。
●詳しくは、納税相談の際にお聞きください。

確定申告に必要な書類

- 確定申告をするとき、申告書に添付したり提出しなければならない書類などは次のとおりです。あらかじめ用意してください。
 - 住宅取得控除を受ける場合で、床面積基準の控除だけを受ける人。
 - 家屋の登記簿の謄本・抄本や請負契約書、売買契約書など家屋の取得年月日と床面積を明らかにする書類やその写し。
 - 住民票の写し。
 - 住宅ローンの控除も受ける人は、前記の書類のほかに次の書類を添付してください。
 - 金融機関等から交付を受けた「住宅取得に係る融資額の償還金額等の証明書」。
 - 請負契約書や売買契約書など、家屋の取得額を明らかにする書類やその写し。
 - 雑損控除を受ける場合は、損害額の明細書。
 - 医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書。
 - 小規模企業共済等掛金控除を受ける場合は、支払った掛金の証明書。
 - 生命保険料控除を受ける場合で、支払った生命保険料が一年契約九千円をこえるときはその支払保険料の証明書。
 - 損害保険料控除を受ける場合は、支払った保険料の証明書。
 - 給与所得がある人は勤務先から貰った源泉徴収票。
 - 振替納税・還付金の口座振込を希望される方は、その口座番号を控えてこられるように。
 - 印かんを忘れずに。
- ※申告書の住所や氏名、扶養親族などご自分でわかる箇所に必ず記入してください。

次のようなとき確定申告を すると税金が返ってきます

住宅取得控除
床面積基準の控除
四〇平方メートル以上一六五平方メートル以下
以下の住宅を新築したり、既存の住宅を購入した人で、その年の合計所得金額が八百万円以下

贈与税の申告もお忘れなく

贈与税は、個人から一年間にもらった財産の合計が、60万円を超えているときにかかる税金です。
したがって、昭和56年中にもらった財産を合計して、60万円以下のときは申告は要りませんが、60万円を超えるときは申告しなければなりません。
贈与税の申告と納税は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までです。
なお、贈与税額が5万円を超えていて、一時に納めることが困難なときは、5年以内の年賦延納ができます。延納したときは年利6.6%の利子税がかかります。
詳しくは、税務署・役場税務課におたずねください。

納税は便利な 口座振替で

にせ税理士に ご注意を!

所得税の振替納税制度を、ご存じですか。
この制度は、税金もみなさんがよく利用されている、電話料や電気料などと同じように、預金口座から自動的に納税できますので、納税のための手数も省け、たいへん便利です。
まだ利用されていない方は、この機会にぜひご利用されるようおすすめします。

所得税や贈与税の申告時期になりますと、税金の申告手続きなどを税理士に依頼する人が多くなりますが、その際には、正期の税理士であるかどうかを確かめてから、依頼してください。



～昭和56年度中学生の「税に関する標語」三条税務署長賞入選作から～
税金は みんながくらす エネルギー 中之島北中学校1年 青柳和則

～昭和56年度中学生の「税に関する標語」関東信越国税局長賞入選作から～
税金は豊かな国を 築くもと 中之島中学校2年 高橋智恵美

議会報告

十二月定例村議会

村議会の十二月定例会の本会議が十二月十八日午前十時から開かれ、村政に対する一般質問が四議員により行われましたので、その要旨をお知らせします。

一般質問と答弁（要旨）



松井征一 議員

中之島村のビジョンについて

▽村長は四選により、今後四年間の中之島村の進路について考えておられると思います。現在の社会では、五年先、十年先を考えることは非常に困難であろうと思いますが、村を代表する政治家として、これからのビジョンの対応について大別的にお聞かせ願いたい。

来、米の単作地帯としての歴史と誇りを持ちつつ栄えてきた村であり、去る八月八日には八十周年を祝う記念式典が盛大に行われ、また、自然に感謝し豊かな村づくりをめざす村民憲章も制定されました。こうした直後だけに町家の人達はともかく、一般農家の人達にとっては、村長の発言に對し、とまどいを感じるのには当然であろうと思います。しかしながら、政治の目標が常に「明るく豊かな住みよい社会づくり」であれば、私は一概に反対するものではありませんが、名目だけの実の伴わない町制施行では意味がないと思うのであります。名実ともに町をめざすならば、そのための条件整備を進め、環境を整えてから町制を施行すべきでないかと思えます。そのため、何とんでも道路整備が重要であろうと思えます。とくに隣接する長岡市をぬきにしては、本村の発展は考えられません。懸案の品之木から川辺を経て長岡市に通じる道路整備もその一つであります。私共は議会を介して、再三にわたり長岡市に働きかけてほしいと請願を行い、採択してきたわけであり、聞くところによると長岡市もかなり乗り気だと聞いておりますが、その後の経過についてお伺いしたい。また、一般村民の中には町になったら、税金が高くなるのではないかと、農業施策がおろそかになるのではないかと、といった懸念を示す向きも多かろうと思えますので、こうした村民を納得させ、一致の歩調で進めるためには、今後どのように取り組まれ、指導、説得をされるのか、村長のお考えを伺いたい。

まず第一に産業振興の構造とこれからの土地利用計画について、第二に生活環境の整備構造について、今後、何を整備の中心として進めるのか。第三に社会組織と地域運営の構造について。また、近年、とくに村民から耳にすることであり、本村は他町村に比較して、二歩も三歩も遅れているのではないかと苦情をよく聞きます。長岡市・三条市・見附市等に囲まれている本村としては、行政規模において大小の差はあると思いますが、村行政に関係する一員として耳の痛い話であります。そして、いま国を挙げて行財政改革、第二臨調に取り組んでおりますが、本村として行政組織の見直し、あるいは統廃合の必要性についてどのようにお考えなのか。以上各点について村長の所信を伺いたい。

今町郵便局の改築 移転に伴う対応について

△聞くところにより、今町郵便局では既に回安藤工場の跡地を買収し、来年秋には改築移転することですが、神明町です。今までは大分遠くなるわけであり、郵便局は、単に郵便物だけでなく、年金、恩給、為替、貯金等一般の人達の利用する面が非常に多く、それが遠くなるということ、私共村民にとつて不便を増すことになり、村にとつても大きなマイナスになると思っております。現在、我が村には中条・押切と二つの局がありますが、大部分の人達が今町局を利用していることから、何らかの対策を講じなければならぬと思

町村があります。栄町が五十五番目の町となり、現在、村は三十七でございます。いろいろとご意見もありますが、若い青壮年などは好感をもって迎えているようでございます。町の条件としては、人口、人家連単区域、就業動態、教育、保健、交通、その他及び文化施設の整備等がござりますが、整う方向にあり、また、県の地方課も不可能ではないということであり、今後は、条件整備を進めると同時に、アンケート調査、座談会等を行い、住民のコンセンサスが得られれば、五十九年頃までに町制を施行し、発展を図りたいと考えております。

町制施行について



中島権之助 議員

▽先般、隣の栄町の誕生以来、村長は機会あるごとに我が村も町制をめざしたいと話しておられますが、ご承知のように我が村は明治三十四年に合併以

考えてございます。次に、本村は他町村に比べて立遅れているのではないかとお尋ねでございますが、それぞれ一長一短があり、画一的な比較はむずかしいのではないかと考えております。そこで、私は四選に当たり、村の飛躍的發展を図るため、村民各位の意向を踏まえて町制の施行に努力して参りたいと考えております。次に、村行政組織の見直し、あるいは統廃合についてどうかということでございますが、国は、かつて経験したくない厳しい財政事情の中で、第二臨調、行財政改革に取り組んでおります。私共も最近の陳情等において、現実の厳しさをひしひしと肌で感じており、今までのように地方交付税のスライドは期待できなく、国のゼロシーリングも予想される中で、本村の五十七年度予算の編成に当り、見直しの必要性を痛感しております。とくに、予算に示める人件費のウェイトが高いので、今後退職する職員等の補充に当たっては、減員の方向で、また、補助金等についても厳しい財政を踏まえて見直しを行い、限られた財源の効率運用を図って村民サービスに務めて参りたいと考えております。

のでありますが、無集配の簡易郵便局ならば、設置が可能であると聞いております。もちろん、それには今町郵便局までの距離とか、利用度とかいろいろな制約条件があるかと思いますが、この機会に中之島地区に設置するよう、要望されてはどうかと思っております。これも、移転してからでは遅いと思っておりますので、今から要望、実現に向けて対策を進めるべきでないかと思っております。これについての村長のお考えを伺いたい。

△今町の郵便局の移転については、おっしゃるまでもなく承知しております。その対応については、最近、助役、庶務課長を今町郵便局へ出張させ、これに代る簡易郵便局の設置について打診したところ、押切郵便局程度のものであれば不可能ではないということであり、

△今後の対応としては、長野郵政局等関係機関への陳情、あるいは引受者、建物及び位置などの問題はございますが、前向きに努力する考えでございます。

郷土史について

▽郷土史については、ほとんどの市町村が発行、または編さん中であります。我が村でも昭和三十二年頃に十年の歳月を経て、前後編二冊の郷土史が刊行されていることはご承知のとおりであります。しかしながら、謄写印刷であるため体裁も悪く、また不備な点も多いということから、新しい郷土史を作るため調査員を委嘱され、現在、資料の収集、調査を行っているところであります。私もその一員として参加しておりますが、ざっと今までの経過を申し上げますと、初年度の五十四年度には、過去約千二百年間の年代表の作成、五十五年度は明治三十四年合併以後の重要資料の収集と研究、本年は終戦以後の資料収集、整理を行い、来年度をもって一応資料収集を終る予定であります。

今後はいよいよ発行に向けて、取り組まなければならぬと思うのでありますが、来年度早々からでも編さん委員をあげて、調査と平行して進めなければならぬと思うのであります。隣接市町村の例を見ましても、長以下、専門家を加えた相当数のメンバーで取り組んでこられたようであり、我が村ではどのような形で取り組まれ、発行の目的はいつ頃になるのか、もちろんこれには当然予算措置を伴うことでもあり、厳しい財政事情の中で容易でないと存じますが、村長のお考えを伺いたい。

齋藤村長 郷土史の編さんにつきましては、中島議員は調査員として私より詳しいわけですが、資料収集、調査研究されてきたわけであり、資料収集、魂を入れないわけには参りません。来年度から編さん委員を委嘱し、委員長は委員の互選によりお願い申し上げ、具体的なことは教育委員会を主体として進め、早い機会に郷土史ができあがるよう前向きに努力し、来年度予算にも取り入れたいと考えております。



原田 久司 議員

四期目に就かれた村長の政治姿勢について

▽村長は、無競争で四期目に入られたわけですが、

は以上のことから道路予算の削減を心配するものであります。道路改良・舗装は、住民要請の最たる一つであり、遅々として進んでいない現状の中で、村長はどのようにお考えか伺いたい。

齋藤村長 先程、手掛けた問題と申し上げたのはいろいろありますが、上通小学校の建設が目玉であります。本年は敷地の買収及び造成を行い、順調に運べば五十七年の四、五月頃県または文部省のヒヤリングと起債の許可等を経て、遅くとも六月までに報告申し上げ、五十八年、五十九年の二ヶ年連続事業で建設する予定でございます。このため極力経費の節減に務め、基金の積立等に努力してまいります。重点的な施策とおっしゃいますが、景気の停滞による村税の増収は望めませんし、また、地方交付税も国のゼロシーリングの設定で期待できない財政環境にありますので、まず手掛けた問題の実現に努力したいと考えてございます。次に道路予算が、削減あるいは圧縮されるのではないかと心配ですが、厳しい財政事情ではございますが、村民が望んでおられる道路改良・舗装ですので要望に沿うよう努力して参ります。

たばこ消費税は暮らしの中に生かされています

●たばこは地元で買ひましよう

ですが、これから先、どのような形で村政を担当していけるのか伺いたい。第一番目として、昭和五十七年度予算の大綱について、村長の政治姿勢をお示しいただきたい。第二番目として、曲り角にきたといわれる農業に対し、これから先、どのような施策をもって対応されるのか。しかも農業は村の基幹産業であり、村財政に示めるウエートも非常に高いと考えますが、これに対して村長はどのような形で、農政の見直しを図って行かれるのかお尋ねしたい。第三番目として、最近上通及び中之島地区の人口の急増に伴い、保育所の施設が手狭になっていると聞いておりますが、村長はこの事態に対して、どのような考えをもっておられるか伺いたい。

齋藤村長 四期目に就任し、新たなことをやることも大切であると考えておりますが、私は、これまで計画した事業が相当あるわけですので、まずこれらの実現に努力することが急務と考えております。従いまして新規事業はそれからということになります。昭和五十七年度予算の大綱ということですが、今のところまだ固つておらず発表の段階にありません。予算総枠としては、国を始め厳しい財政状況から、おそらく昭和五十六年度の予算規模よりも増額できない形で編成せざるを得ないと考えておりますが、今しばらくお待ち願います。次に農政問題について、徹底的に見直しをしたらどうかというお尋ねのようですが、これは遺憾ながら国の施策であり、減反はまぬがれるわけには参りません。そこで私としては、転作に対する村の転作補助金の額を財政が厳しいから減額することのないよう、前向きに取り組むまいということしか申し上げられません。次に保育所の問題でございますが、実状は承知しております。先般、福祉事務所の指導監査で上通保育所は、少し狭過ぎるのではないかと指摘も受

「新潟県大豆作共励会」集団の部で

島田大豆生産組合が最優秀賞を受賞

麦作・大豆作の振興を図るため、去る一月二十二日新潟県主催により開催された、昭和五十六年度新潟県麦作・大豆作共励会表彰式において、本村の「島田大豆生産組合」が大豆作・集団の部で、最優秀賞を受賞されました。

また、同じく次の団体・個人も優秀賞を受賞されるなど、転作による「中之島村の大豆作」が高く評価され、いま、各方面から注目を集めています。

集団の部入賞団体

■最優秀賞 島田大豆生産組合
島田部落は戸数三十三戸。そのうち、二十二戸がこの組合に参加され、四・三haの大豆の団地化が実現しました。

この実現について、代表者の星忠男さんは「五十五倍に一・三haの団地化が実現し、十a当たり約三百kgの収穫を得たことから、五十六年はさらに面積拡大を図るため、部落民全員による話し合いを九回も開催したことと、部落役員の努力で、代替地の交換を金銭的やりとりなし

優秀賞

中野東大豆生産組合
九戸が参加して、はじめて一haの大豆の団地化に取り組んだ中野東大豆生産組合。

「組合員の中から二人の若手(渡辺康男さん・小野俊郎さん)が主要な管理作業を担当し、細かい管理作業は個人が二人のアドバ



石田 昭一 議員

五十七年度の財政見直しと重点施策について

▽いま国は窮迫する財政事情の中で、五十七年度予算の編成について苦慮しているところですが、その内容を大まかに見ると、地方交付税の見直し、あるいは国保老人医療費の一部負担の問題等があり、やがて地方公共団体にも、そのしわ寄せが来るものと思えます。村長は、先程の答弁の中で、まず手掛けた仕事をやるんだと言われましたが、その内容をみるに大きな事業は上通小学校の建設、国営中之島川の改修、あるいは県営橋川改修事業であると思えます。これらを含めながら五十七年度において、重点的に取り組む問題もほかにあるかと思いますが、村長のお考えを伺いたい。次に、まもなく五十七年度予算編成に入られるわけですが、国のゼロシーリングの設定という厳しい財政環境下において、村長は各課の予算要求に対し、これらを念頭において予算査定に当たられるのか、どうか。国も同様に財政が窮迫すると思いますが、私対象となるのは土木予算になるかと思いますが、私



小野俊郎さん

個人の部入賞者

■優秀賞 野本茂久さん(島田・三十七歳)
転作面積二十七aのうち、大豆を十七a栽培、「管理を全般的に徹底したことがよかつたみたいですね」と野本さん。十a当たりの収量は、四百五・一kgでした。



野本茂久さん

■優秀賞 古川秀明さん(長呂・六十三歳)
大豆栽培をはじめ、四年度古川さん。栽培面積は二十二a(転作面積全部)で、「こまめに予防・管理をしたことだね」と話される。反収は三百四十八・六kgでした。



古川秀明さん

●3月12日(金) 9:00~13:00
●中条の大部分
停電のお知らせ

少年非行

進む低年齢化 14、15、16歳で

全体の七割を占める

連日のように、少年非行がニュースで報じられています。この深刻な状況は、数字の上にも、はっきり表れています。

まず第一に挙げられるのは、刑法犯少年、つまり刑法に触れる罪を犯した十四歳以上、二十歳未満の少年が増えていることです。五十六年一月から十一月までに補導された少年は十六万八千人を超え、前の年の同じ時期に比べて約一万八千五百人、一二%強の増加率になっています。

これを年齢別に見ますと、最も多いのが十四歳、続いて十五歳、十六歳の順で、これら三つの年齢を合わせると十二万人を超え、全体の七割以上を占めています。

このように、低年齢化、とりわけ中学生の非行増加が一層目



非行の芽は早いうちに摘み取るように

立ってきたのが、最近の特徴的な傾向です。

非行の種類で最も多いのは窃盗。単純な動機で万引きをしたり、自転車などを盗む、いわゆる「遊び型非行」が依然として目立っています。また、これまで年々減っていた粗暴犯、知能犯が増加に転じているのも新たな傾向で、校内暴力事件の増加はその表れの一つです。

非行の兆しを 知ることが 防止への道

少年非行の防止は、今や国民的な課題と言ってもいいでしょう。しかし、少年たちは、ある日突然、非行に走るわけではありませぬ。注意していれば必ず見いだせる「前触れ」があります。

例えば、子供の言葉遣いや態度に変化が見られた場合です。何かというと、投げやりな言葉や吐いて、真面目な生き方を軽



蔑(けいべつ)するような態度を見せたり、すぐに分かるようなうそを言って、それが親や先生に知れても平気というような様子が見られる時などは、非行化への注意信号がともっていると考えられます。

また、親のよく知らない友達がいっつの間にか増えていて、名前を聞いてもあいまいな返事をするとか、外出先や帰宅時間がはつきりなくなってくることも、要注目です。そのほか、食べ盛りなのに、夕食に手を付けないことが増えたようなときは、学校帰りにスナックなどに寄り道している場合が多いようです。

生活時間をキチンと守らせ、友達づきあいについても、時に

は親同士が連絡をとって確認し合うなど、子供の生活の輪郭をしっかりとつかんでおくことが大切です。

一方、非行に向かう初期の段階で、少年たちのほとんどが喫煙を経験します。ポケットにたばこが入っていたり、においがするようになったときは、要注意です。もし、近所の少年がたばこを吸っている姿を見かけたら、ひと声かけて注意してほしいものです。

とくに、これからの季節は、学期末や春休みを控え、子供たちの気もゆるみがちとなり、非行に走りやすい季節となります。

大人がしっかりとスクラムを組んで、早いうちに非行の芽を摘み取るようにしたいものです。

村民広場

みなさんのいこの場としていただけるよう、企画しております「村民広場」、この欄に登場させたい人の紹介、地域の話等、情報を係へ連絡下さい。

連絡先/役場企画課広報係

あの人この人

二十八回目の青色申告

中之島第三 山崎祐三さん(七十三才)

自営業者の一年間の総決算である、確定申告時期(二月十六日~三月十五日)となりました。この申告を、すでに昭和三十年から青色にされ、節税と経営(酒店経営)の合理化に役立てておられる、中之島第三の山崎祐三さんを訪問しました。

「青色申告にする前は、推定納税という、いわばつかみ勘定で税金を納めていたんですね。しかし、それがどうも納得できず、何とか良い方法はないかと考えていた頃、税務署の方から青色申告という制度を勧められ、二、三名の同志とはじめたんです」と、その動機を話される。

そして、当時を振り返られ「最初は、帳簿を毎日つけることが



「若い頃から数字をいじることが好きだったことと、経営内容等がひと目でわかること、そして、何といても納得納税できることが、長続きしているコツですね」と、青色申告制度の良さをPRされる山崎さんでした。

新しく仲間入り

(敬称略)

転入	大人	社会人	集団生活
 中条東 本間 叔枝(24才) 事務員	 狐興野 小林久美子 事務員	 中条新田第2 小柳 通留(18才) 会社員	 野 口 ふじたひろたか 園児(4才)
<p>昨年十月、西蒲原郡弥彦村大戸から嫁いで来られた本間さん。燕市のマルフジ剣山に勤務され、なれそめを、花見帰りに知り合ったことから、と話される。趣味は詩を書くこと、目下の楽しみはカラオケで歌うこととか。『初心忘れぬべからず』をモットーに、暖かみのある家庭を築きたいです』と語られる。九月月上旬にはママとなられる若奥さんでした。</p>	<p>「まだ実感はないですね」と、先月三十日に二十歳を迎えた久美子さん。今町にある新潟自動車産業に勤務し、趣味は読書と毛糸編みとのこと。スポーツではテニスが得意で、目下のところ、社交ダンスを習いたいとか。「齢にはこだわらない方ですが、二十五歳ぐらいまでには結婚したいですね」と語られる。明るく陽気な感じの二十歳さんでした。</p>	<p>寺泊町のシルバー工業に勤めて、もうすぐ一年目の通留君。趣味はニューミュージック系のレコードを聞くこと、スポーツでは野球とサッカーが得意とか。夢は「新車を買って日本一周したいこと、大型免許を取りたいことかな」と語り、さらに「水稲アラスアルファにも取り組んでみたいですね」と付け加える、スポーツマンの社会人一年生でした。</p>	<p>保育所で一番楽しい時は「かっけつことつきで遊んでいる時」と、元氣よく答えるひろたか君。大好きなおやつは「ケーキ」で、給食のおかずでは「カレー汁」が好物とのこと。また、いま一番大切にしているものは、おもちゃの「クレールン車」とか。大きくなったら、「お医者さん」になりたいと話す、みそっ歯がちよっぴり気になるひろたか君でした。</p>

停電のお知らせ ●3月23日(火) 9:00~13:00 ●中野中、中野西の一部

停電のお知らせ ●3月18日(木) 9:00~13:00 ●中条・福原・末宝・狐興野の一部・松ヶ崎・興野の大部分

食糧管理制度が改正されました

昭和五十七年一月から実施

米の「憲法」ともいえる食糧管理法（食糧管理制度）が、昨年六月大幅に改正され、ことし一月から実施されています。食糧法ができたのは昭和十七年。食糧事情の逼迫した戦時中に、食糧の分配を公平にするためにつくられた法律です。これまでも食糧需要の変化に伴って、何度かこの法律も手直しを加えられましたが、多様化する消費者の需要に即応するため、今回は全般的な制度の見直しを行ったものです。

米の小売店が簡単な販売所において、お米を販売できる、いわゆる「プランチ制度」ができました。

プランチとは、お米屋さんの小袋詰精米だけを主として店頭で販売する小売店の支所のことです。一般の小売店より簡単な手続きで設置できることになりました。

これまで規制されていた「縁故米、贈答米」が認められました。

米の無償譲渡の道が開かれることになりましたので、郷里に帰った時に持ち帰る、いわゆる縁故米やお中元、お歳暮などとして贈る「贈答米」などについても規制が解かれることになりました。



1日1円保険 交通災害共済 家族そろって加入を

「一日一円の会費で会員相互の助け合いを」と、交通災害共済組合が発足してから、今年で十三年目になりました。当村では、みなさんのご理解により加入者も年ごとに増え、五十六年度は全人口の約八十八パーセントに当たる九千八十六名

の方々から加入いただきました。また、二十四件（十二月末現在）が給付の対象となり、四百八十七万円の見舞金が支払われております。いつ不幸な交通事故に遭うかわかりません。万一に備え、家族そろって加入くださるようおすすめします。

＜加入資格＞
どなたでも年齢に制限なく加入できます。
＜会費＞
一人年額三百五十円（四月一日以降に加入する場合も同額です）。
＜加入期間＞
四月一日から翌年三月三十一日まで（中途加入した人は、会費を納入した日の翌日から共済期間が始まります）
＜見舞金＞
死亡した場合は百万円。傷害を受けた場合は、その程度による。

り七〇万円から二万円の八等級に分かれており、それぞれ見舞金が支払われます。
＜申請＞
三月上旬ごろまでに、嘱託員を通じて申込書をお届けしますので、期限までに申し込みください。
なお、四月以降の加入は直接役場住民福祉課の窓口へおいでください。
見舞金の請求は
万一、交通事故に遭われたら、つぎの書類を添えて請求してください。
①会員証 ②共済見舞金請求書 ③交通事故証明書 ④医師の診断書（組合所定の用紙を使用のこと）
※共済見舞金の請求は、交通事故を受けたときから一年以内となっております。

児童手当の振込通知

●振込のみ
二月十五日(月)
●各農協の口座に振り込みましたので、お確かめください。

入学通知は届きましたか

この四月、新しく小学校へ入学されるお子さんの「入学通知書」を一月中に発送しましたが、まだ届いていない方がありましたら教育委員会へご連絡ください。
また、中学校へ入学されるお子さんには直接小学校でお渡ししました。

最低賃金改正

▷機械・金属製品等製造業及び自動車製備業
1日……3,429円(時間給429円)
効力発生日…1月20日
▷木材・木製品・家具・装備品製造業
1日……3,326円(時間給416円)
効力発生日…1月21日
▷繊維産業
1日……3,000円(時間給375円)
効力発生日…2月4日
※それぞれに例外がありますので、詳しくは労働基準監督署におたずねください(☎02563-2-1151)

固定資産の課税台帳縦覧

■縦覧期間/4月9日～4月28日(土曜日の午後と日曜日は除きます。)

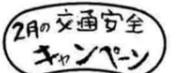
□この期間は、無料で固定資産の課税台帳をご覧になれます。
□今年は3年に一度の土地・家屋の評価替え年ですので、課税台帳には新しい価格が登録されています。
□57年度の固定資産税額は、農地等でおよそ1.05倍、宅地等で1.1倍～1.3倍ですが、価格の上昇に応じて負担額が調整される見込みです。
※57年度固定資産税第1期分の納期は、5月になる見込です。

3月7日～13日は建築物防災指導週間です

火災・ガス爆発など建築物災害の防止に努めましょう



きを怠って保険料を納めないでいたりすると、老齢になった時や不慮の事故にあった時など、年金を受けられないことになりかねません。
このようなことのないよう、今すぐ加入の手続きをして、将来に備えましょう。
詳しくは、役場年金係におたずねください。



踏切では一時停止して安全を確認しよう

雪が降りると交通量は減少し、スピードが物理的に出せなくなるなどの要因から、全体的には交通事故は減少しますが、逆に踏切事故は増加します。

これは①踏切道の路面状態が悪くなること。②踏切非常ボタンや警報機等の保安施設が雪に阻害されて使用不能、また

は視認性が悪くなること。③寒さで歩行者は袴を立て、下向きで歩き、また、運転者は家路を急ぐあまりルールを守らないこと。――などの原因が考えられます。

踏切事故は、一歩間違えば大惨事になります。次のことをよく守り、悲惨な踏切事故をなくしましょう。
▼吹雪などで見通しが悪くなります。必ず、一旦停止して警報音・列車進行表示器・しゃ断機で、踏切の安全を確認してください。
▼踏切通過は、ローギヤで急がずに……。
▼踏切内に雪があるときは、必ず、タイヤにチェーンを……。
▼踏切上でエンストや落輪したら、自動車を移動する前に、まず、非常ボタンや赤旗により列車を止めてください。

広報

なかのしま 号外

号外 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課
〒954-01 ☎02586(6)2002

冬型の
交通事故多発!

一月下旬から二月は、一年中で最も寒い季節です。そのため視界が悪くなったり、路面が凍結したりして、思いもよらない交通事故が起こるおそれがあります。

去る一月二十九日、一日だけで発生した見附警察署管内の交通事故件数は人身事故が二件、物損事故が三件で、いずれもその原因は冬特有の「スリップ」と「フロントガラスのくもり」によるものでした。

今後も、このようなケースの交通事故多発が予想されますので、ドライバー、歩行者とも冬の道は十分に注意して、冬型の交通事故を防止しましょう。とくに、冬道でのバイクや自転車は非常に危険ですので、自粛され、ほかの交通機関を利用するよう心がけましょう。

よう進
急発ブレーキ
急ハンドル
さけましよう

また、ウィンタースポーツのシーズンにあたり、スキー、スケートなどのためにマイカーを利用して出かける人も多いと思いますが、道路情報の収集、十分な車間距離の確保等に心がけ、悲惨な交通事故にあわないよう、また起こさないよう十分気を付けましょう。

ご覧ください

2月6日(土)午前10時から1時間にわたり、TNNテレビ新潟放送網で、県内の村長さん出席による座談会「村長さん大集合(仮題)」が生放送されます。

このテレビ放送に、本村の齋藤村長も出演しますので、ぜひご覧ください。

